

条 例

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県条例第四十三号

埼玉県環境影響評価条例の一部を改正する条例

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条中「災害復旧」を「復旧復興（災害の復旧に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和八年十一月二日から施行する。